

藤内閣成立後二ヶ月半にして、明治三十一年三月二日、衛生局長より臺灣民政局局长に榮轉した爲め、遂に其の實現を見る事が出来なかつた。然し、新平は衛生局を去るに臨んでも尙ほ其の志を捨てず、其の後任として新に衛生局長となつたのは彼の心友の一人長谷川泰であつたので、長文の事務引繼書を草し、其の中に衛生救貧院、永樂病院、國立療病院、府縣立施療病院、勞働者保護、勞働者疾病保險、工業衛生等の直接醫療保護に關係あるものの外に、貧民寄宿所、養育院、棄兒院、臨時急難救濟等の一般社會事業に關するものと、一般衛生に關する計畫とを一々明かにして、其の實現方を託して臺灣に赴任したのである。今、其の引繼書を一讀するに及んで、我々は、彼が自己の經綸を着々實現すべく、前述の如く屢々要路に建言する一方、何等かのかたちに於いてあるものは實行に移し、あるものは實行に移さんとしつゝあつたことを知るものである。

さて、その引繼書の中で第一に注意を惹くものは「衛生救貧院」の設立であつて、之について述べるに、此は新平が多年の主張たる建設的社會行政の施行機關として、從來の衛生事務と救貧事務とを結合統一して行はんとするものであつたのである。而して彼の計畫によれば、之を獨立せる特別機關とするにあつたのであるが、當時の狀勢として直ちに實現困難なるを以て、先づ内務省内に設置せしめ、然る後三、四年を期して徐ろに其の獨立を圖らんとするといふのであつて、かの長谷川新衛生局長への事務引繼書の冒頭文中に、左の如く示されてゐる。

「帝國衛生制度ノ系統

我帝國ニ於ケル中央衛生機關ノ組織ハ、主トシテ歐洲大陸ノ系統ニ據ルヘキカ、將英國系統ヲ採ルヘキカハ、多年小官ノ考慮セシ處ニシテ、之ヲ内外ノ國情ニ照シ、之ヲ幾多ノ事實ニ鑒ミ、終ニ英國系統ヲ採ルノ適當ナルコトヲ認メタリ。蓋シ英國系統ヲ用ウルトキハ、衛生事務ト救貧事務トヲ結合スルコトヲ得ルヲ以テ、頗ル國家生活上ニ有要ニシテ、國民ノ健全發達ヲ期スルニ缺クヘカラサルモノナレハナリ。

國家衛生事業ト救貧事業トヲ結合スルノ系統ヲ用キント欲セハ、中央機關トシテ衛生救貧院ヲ設ケ、内務大臣ノ監督ニ屬セシメ、從來衛生局ノ事務ノ外、救貧事務ヲ主管セシメ、院內衛生部ト救貧部トニ分チ、長官及部長ヲ置キ、長官ヲ勅任トシ、部長ヲ勅任若ハ委任トシ、更ニ各部ニ若干ノ事務官ヲ置キ、衛生救貧ニ關スル巡閱ノ事ヲ掌ラシムルノ制ヲ設クルヲ要ス。而シテ英國ノ「ローカル・ガバールメント・ボード」ノ如ク、一方ニ於テハ長官ヲシテ内閣ノ一員トシ、他ノ一方ニ於テハ各内閣員ヲシテ當然之ガ委員ノ列ニ加ハラシムルノ制ト爲ストキハ、最モ完全ナリト雖、今日我國ニ於ケル衛生上ノ狀況ニテハ、尙之ヲ若干年後二期セサルヘカラサル故ニ、今暫ラク前陳ノ如ク、内務省中ニ衛生救貧院ノ制ニ依ルノ方針ヲ以テ、今後三、四年ヲ期シ、漸ク此制ヲ設クルノ見込ナリシ。」

右に依つて本「衛生救貧院」は、英國のローカル・ガヴァンメント・ボードの流を汲むものであることを直ちに知るものであるが、其の思想的淵源について、『後藤新平傳』に「彼は從來の衛生事務に加ふるに、他の「社會的行政」を以てし、その二者を包含統一した一大「救貧衛生院」を設立するといふことが、その終局の目標であつて、その思想の根本を、彼は二年有餘の留學時代に汲み取つたのである。彼が留學時代に、ビスマークの社會政策から多くの感銘を受け、その調査研究に特別の努力を拂つたことは、すでに述べた。加ふるに彼は、英國に渡つて、そのローカル・ガヴァンメント・ボードの制度を見聞するに及び、彼の大目標は定まつた。如かず、祖國日本においても、英國の實例に倣つて、「救貧衛生院」なる特別機關を設け、そのなかにおいて、從來の衛生事務とともに、ビスマークの實行せる社會政策的行政を、統一的に施行してその經驗を行はんに」⁽³⁾とて、本「衛生救貧院」の設立を企圖するに至つたものであると説いてゐる如く、彼はビスマークの社會政策立法の影響⁽⁴⁾による彼の所謂「建設的社會制度」乃至「社會的衛生行政」としての醫療保護制度を始めとし、その他防、救貧制度の實施を、一般衛生行政と共に、英國の「ローカル・ガヴァンメント・ボード」といふ器の中に於いて實現せんとしたのである。

次いで彼は、此の「衛生救貧院」の財源について論及し、賣藥稅八十萬圓、若しくは其の倍額増稅百六十萬圓を之に充當せしめんと計畫してをたつたのである。事務引續書の中に、左の如く記してゐる。⁽⁴⁾

「衛生救貧院」の財源

衛生救貧院ノ財源ニ就テハ、前衛生局長長與專齋賣藥稅ノ制ヲ建議ニ基キ、其稅額今日國庫ノ收入年々八十餘萬圓ノ巨額ニ達セリ。然ルニ此巨額ノ稅金ハ、一般國稅ニアラズシテ、所謂目的稅タルノ性質ヲ有スルニ拘ハラズ、目下一モ其目的ニ向テ使用セラル、モノナシ。此ノ如キハ國費多端事情止ムヲ得サルニ出ルモノナリト雖トモ、政府ノ德義上茲ニ顧慮スル所ナクシテ可ナランヤ。是レ小官ノ夙ニ政府ノ猛省ヲ促カシ、財政ノ整理ト共ニ目的稅ノ實行ヲ遂ケシメンコトヲ希望シテ已マサル所以ナリ。若シ國費多端ニシテ、財政ノ整理ニ伴フモノニシテ、卑見ノ如ク俄カニ恢復スルコト能ハストセハ、更ニ賣藥稅ヲ二倍シ、其目的稅タルノ實ヲ擧クルモ不可ナルナキヲ信ス。此ノ如クスルトキハ、年々八十餘萬圓、若クハ百六十萬圓ノ國費ヲ衛生上ニ使用スルヲ得ルハ、敢テ至難ノ事ニアラサルヘシ。乃チ此費額ハ、中央衛生救貧機關、及地方衛生救貧機關ヲ施設シ、其運用ヲ助ケテ餘リアルヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ。」次は「永樂病院、國立施療院並に府縣立施療院」に關するものである。永樂病院は新平の獻策により内務省醫術開業試験に供する目的を以て、鰥寡孤獨貧困者を無料治療することとして、明治三十年七月設立されたものであるが、それは表面上の理由であつて、新平の多年の提唱たる帝國施療病院の胚種として設立したものであつて、行く行くは之を純然たる國立の醫療保護機關たらしめんとしてゐたのである。而も彼は明治三十二年に於いて、大阪にも國立施療院の胚種として、永樂病院の如きものを設立せんと計畫してゐたのである。

斯くの如く彼は、帝國施療病院の設立が即時に實現不可能なるを察し、異なる形體に於いて其の目的を達成せんと計つてゐたのであつて、その用意の周到なるに驚嘆せざるを得ない。彼が如何に國立施療病院の設立を必要としたかは、

すでに屢々述べたところであるが、茲に於いては、「國立施療病院ハ、國ノ徳義ヲ維持シ、各人ノ博愛慈惠心ヲ煥發セシムル爲メ、必要缺ク可ラサルモノニシテ、其制度ノ如何ハ實ニ國民文明生活ノ程度ヲ示シ、一國徳義ノ標準ヲ立ツルノ尺度」であると述べ、又「國家救貧事業ノ上ニ於テモ、亦實ニ缺ク可ラサルノ要素タリ」と、國家の倫理主義に立脚して其の重要性を指摘してゐる。

次いで、此の國立施療病院と關聯して府縣立施療病院に言及し、府縣立施療病院の經營維持は、府縣の負擔するところであるが、「恤救ノ事タル國家ノ公義務ナルヲ以テ、其事業ノ一部ハ無論國家ノ負擔ニ屬スルモノタレバ、之ニ補助金ヲ與フルノ制」を設くべきものとしたのである。

而して施療病院の設立に關しては、大森治豊に歐米各國に於ける斯病院の設立についての調査を、參事官窪田靜太郎に主として英國に於ける行政制度の調査を命じて海外に派遣し、着々準備を進めてゐたのである。左に其の全文を示して其の企劃をうかゞふこととする。

「永樂病院並ニ國立施療院附府縣立施療院補助ニ關スル事

永樂病院ハ現今ニ於テハ、醫術開業試驗實地試驗用ノ爲ニ設立シタルモノナレトモ、將來ニ向テハ國立施療院ノ胚種ト爲サントスル目的ニ出テタルモノナリ。其經費ハ三十年度ニ於テハ、三十年七月ヨリ開始セルヲ以テ九箇月分ノ豫算金八千九百三十四圓五十四錢九厘、三十一年度ニ於テハ十二箇月分金二萬八千三百四十四圓（本官ノ俸給ヲ除ク）ノ豫算ナリシカ、豫算不成立ノ結果前年度九ヶ月分ノ豫算トナリシヲ以テ、其三箇月分二千四百八十圓追加豫算トシテ要求スルニ決シ、内務大臣ノ決判ヲ經タレハ、業已ニ大藏省ニ廻附ノ手續中ナラント信ス。其營造物ハ元ノ控訴院ヲ保管轉換シテ之ニ充用セシカ、該處地タル中央停車場ノ豫定地域内ニ在ルヲ以テ、新ニ現今血清藥院ノ敷地ニ建造スル見込ニテ、其建築費五萬四千七百二十五圓、三十一年度ノ豫算トシテ要求セシカ、亦豫算不成立ニ因ル自然ノ結果ト

シテ、三十二年度以後ニ延サハルヲ得ス。而シテ三十二年度以後ニ於テハ、大阪ニモ國立施療院ノ胚種トシテ、永樂病院ト同様ナルモノヲ設立スル見込（大阪ニ於テハ府立病院、若クハ慈善病院ヲ以テ之ニ充ツレハ、經濟上利益アルヘキヲ思フ。一應調査スヘキモノト信ス）ニテ、既ニ三十一年度豫算調査ノ際設計シタル計算書アリ。三十二年度ノ豫算要求ノ際ニハ、併せて提出スルヲ要ス。該書類ハ局長附書記及醫術開業試驗書記ニ於テ保存セリ。右永樂病院並ニ大阪ニ設立セントスル施療病院ノ經費ハ、醫術開業試驗ノ收入ヲ以テ充用スル計畫ニテ、此收支明細書ハ各年度ヲ通算シ、別々統計表ヲ添付ス。

又永樂病院ニ於テ特別會計法ヲ設ケ、金員物品ノ寄附ヲ受クルノ制ヲ立テテ企圖シ、未タ著手ニ至ラスト雖トモ、此事ハ將來頗ル緊要ナリト認ム。幸ニ此寄附制ニシテ成立セハ、各人慈惠ノ希望ニ充シ、徳義ヲ獎勵スルノ一端トナリ、殊ニ永樂病院ノ基礎ヲ確立スルノ効アルヘキヲ信ス。

國立施療病院ハ、國ノ徳義ヲ維持シ、各人ノ博愛慈惠心ヲ煥發セシムル爲メ、必要缺ク可ラサルモノニシテ、其制度ノ如何ハ實ニ國民文明生活ノ程度ヲ示シ、一國徳義ノ標準ヲ立ツルノ尺度タルニ拘ハラス、我帝國ニ於テハ今日全ク之ヲ缺ケルナリ。又國立施療病院ハ、國家救貧事業ノ上ニ於テモ、亦實ニ缺ク可ラサルノ要素タリ。然レトモ救貧ノ事タル、動モスレハ貧者ノ依頼心ヲ助長スルノ弊ニ陥リ易キヲ常トス。故ニ此弊ヲ豫防シ、且矯正センカ爲メ勞働者疾病保險法ノ施設ナカル可ラス。此制ハ別項ニ於テ陳フル所アルヘシ。

府縣ニ設立スヘキ施療病院ハ府縣ノ負擔タリト雖トモ、恤窮ノ事タル國家ノ公義務ナルヲ以テ、其事業ノ一部ハ無論國家ノ負擔ニ屬スルモノタレハ、之ニ補助金ヲ與フルノ制ナカル可ラス。而シテ其財源ハ既ニ陳ヘタル賣藥稅ニ據ルノ見込ナリ。

施療病院設立ノ方法ニ就テハ、博士大森治豊ニ歐米各國ノ制度調査ヲ命シ、其行政上ノ關係ニ就テハ、參事官窪田靜

太郎ニ歐洲大陸並ニ主トシテ英國ノ制度ヲ調査スルコト命セラレタレハ、此ノ二人ノ歸朝ヲ待テ完全ナル方案ヲ調査スルノ見込ナリシ。」

尙ほ永樂病院に關聯して附言すべきは、彼が貧困者の施療を容易ならしむべく永樂病院に無料診察の制度を設けて、多數の貧困患者を無料診察し、之に處方箋を與へて隨意に薬局について藥劑を購入せしむるの方法、及び民間に於ける施療院の利用についても考慮中であつた。かの事務引繼書の「醫師並ニ療屬ノ養成」の項の中に

「永樂病院ハ醫術開業實地試驗ニ供用スル現今ノ計畫ニシテ、其經費ニ限度アレハ、今日直ニ實地演習用ニ供スル能ハサルカ故ニ、定員施療患者ノ外ニ、更ニ無料診察ノ道ヲ開キ、處方箋ヲ交付シテ、隨意藥劑師ノ薬局ニ就テ購求セシムル手段ヲ取ラハ、現在經費ノ範圍内ニテ、多數患者ヲ診察スルコトヲ得ヘキ見込ニテ、其方法考案中ナリ。又民間ニ設立スル所ノ施療院、例ヘハ大日本施療院ノ如キモノニ於テ、永樂病院内ニ薬局ヲ設ケ、永樂病院施療定員患者外ニ施療センコトヲ願出ル者ハ之ヲ許可セントスル見込ニテ、是亦其方法調査中ナリ。」と記してゐることによつて此のことが知られる。

次は勞働者の保護と疾病保險に關するもので、是れ又前の建白書等に屢々述べられてゐるところであるから、再說するを要しないが、新平のこれを實現せんと企圖する所以のものは「我帝國ヲシテ東洋ノ一大工業國タラシメンニハ」、之に伴ふ「勞働者保護」、「勞働者疾病保險」及び「工業ニ關スル衛生制度」等の施設を完備せざるべからずとするものであつて、此は獨り「工業ノ發達ヲ補助スルノミナラス、社會ノ安寧ヲ保持スル防貧機關」として重要なるものであつて、彼は此の時すでに、疾病保險法案については、内務大臣を経て内閣に提出し、他方中央衛生會に諮詢してゐるのである。即ち左に其の趣旨とするところを掲ぐることにする。

「勞働者保護並疾病保險」

從來國家衛生法ヲ以テ陰性ノモノトナシ、之ヲ不生産的ノモノト爲シタルモ、近來ニ至リテハ、陽性ニシテ生産的ノ事業ヲ助クルニ最モ必要ナルモノト認メ、殊ニ國民ノ大部分ヲ占ムル勞働者並ニ貧民ヲ保護シ、國運發達ノ健全ヲ企圖スルニハ缺クヘカラサルモノトナレリ。加之、社會的衛生行政ニ至リテハ、彼ノ所謂勞働者同盟罷工、其他危險ナル破壊的社會主義ノ發動ヲ融和抑制スルニ於テ、頗ル有要ナルモノナリ。故ニ此制度ヲ採リ、以テ治安ヲ維持スルノ一大要素ト爲スノ主義ハ、我帝國ニ於テモ將來必要ナルヲ信シ、豫メ其準備ニ盡瘁シ、調査シタルモノ少ナカラス。殊ニ我帝國ヲシテ東洋ノ一大工業國タラシメンニハ、勞働者保護、勞働者疾病保險、及製造工場ニ關スル衛生制度ニ、最モ力ヲ用ヒサル可ラス。就中勞働者保護並疾病保險事業ハ、社會的衛生行政上最モ必要ナル事業ニシテ、獨リ工業ノ發達ヲ補助スルノミナラス、社會ノ安寧ヲ保持スル防貧機關タルナリ。其詳細ハ別ニ意見書並ニ該條例ノ草案等アルヲ以テ、此ニ陳フルコトヲ略スト雖モ、今日ニ在テハ眞ニ國家ノ急要ニ迫レルモノタルコトヲ信ス。而シテ勞働者疾病保險法案ハ、既ニ内務大臣ノ決判ヲ經テ、一面ハ内閣ニ提出シ、一面ハ中央衛生會ノ諮詢ニ附セリ。此法律ニハ保險金庫局ノ設置其他、漸次ニ其種類ヲ増加スル見込ニテ、窪田參事官外國ノ方法及實例調査ノ命ヲ奉シ居レハ、歸朝ノ上其法案ヲ調査セシムル見込ナリ。」

尙ほ勞働者の健康保護に關しては、工場法の創定を企圖してをり、かの引續書中に特に「工業衛生」と云ふ一項を設けて、其の計畫の概要を記してゐる。我が國に工場法が公布されたのは、それより十年後の明治四十四年三月であるが、早くも其の必要を認めて、其の制定を企圖して調査を命じてをり、而も制定されるまで暫定的に取締規則を設けて、衛生上の弊害を除去せんとしてゐたことが知られる。

「工業衛生」

工業衛生ハ製造場ノ設置、構造並ニ職工ノ年齢、男女ノ制限ノコト、若クハ休暇ノコト等ハ、目下帝國ノ工業ノ發達

ニ大ナル關係アルカ故ニ、急劇ニ施行スルヲ得ス、充分ノ調査ヲ經サル可ラス。其衛生ニ關スルモノハ、旅行中ノ宮入技師、其警察ニ關スルモノハ有松書記官、調査ヲ命セラレタルヲ以テ、二人ノ歸朝ヲ待テ完全ナル規定ノ調査ニ着手スル見込ナリ。右完全ナル規定ノ設定セラル、迄ハ、職工男女勞働時間等ハ、各工場ヲシテ之ヲ規定セシメ、之ヲ届出サセ、其届出ニ違ヒタル者ニ對シ、制裁ヲ付シ、之ヨリ生スル弊害ヲ篤ト調査ノ上、政府ヨリ其程度、若クハ標準ヲ定ムルノ必要アラハ、之ヲ定ムル見込ナリ。

市街地ニ製造場ヲ設クル制限ノ如キモ、必要ナルコトヲ知ルモ、目下一定ヲ制ヲ設クルニ苦ミ、調査中ニ屬セリ。亦宮入技師ノ歸朝ヲ待テ計畫スヘキ見込ナリ。」

次に貧民寄宿所、養育院、棄兒院臨時急難救済に關する計畫を少しく見ることとする。此等は本稿の主目的とする醫療保護とは一見何等の關係なきが如く考へられるも、既に述べた如く、新平の見解に依れば、一般衛生事務と救貧事務とは統一結合して行はるべきものであり、又彼の説く社會的衛生行政は、此等の社會施設をも包含せしめてゐる故、此等についても觸れる必要があらう。

先づ「貧民寄宿所」、「養育院」並に「棄兒院」等の施設については、特志者の寄附又は地方の公費によるべきものなるも、國家に於いて之に補助を與へ、其の事業を助成する必要ありとしてゐる。而して此等の施設と相俟つて、貧兒教育の制を設け、夏季に於いては貧民移住制を實施して、或は海水浴場或は山中に於いて、健康の増進を圖らしむる必要ありと、夫々次の如く計畫してゐる。

「貧民寄宿所養育院並棄兒院

此等ノ慈惠的施設ハ、特志者ノ寄附若クハ一地方ノ公費ニ據ルノ制ヲ取ルヘキハ勿論ナレトモ、之ニ對スル國家恤窮的補助ヲ與フルハ、蓋シ緊要ノ事タルヘシ。其財源ハ亦賣藥稅ニ取ルノ計畫ナリシナリ。而シテ此施設ハ社會的衛生

行政上至要ノ事業タルハ辯ヲ要セサル所ニシテ、其制度ノ漸ク完備ヲ見ルニ隨ヒ、貧民教育法並ニ書籍筆墨紙等ヲ給與スルノ制ヲ設ケ、且夏期ニ於ケル貧民移住制（フェリー・クロニ）ヲ併セ行フコトヲ要ス。假令ハ海水浴場、溫泉場、若クハ山中中等、貧民兒童ノ健康ヲ増進スルニ恰當ナル場所ニシテ、或ハ一日ニ往復スヘク、或ハ數日間滞在スヘキ地ヲ撰ヒ、教員自ラ貧民生徒ヲ率ヒ、轉地養生的旅行若クハ汽船旅行ヲ爲サシムル等ノ如シ。斯ノ如ク恤窮制度ノ本體ヲ確立スルニ非サレハ、臨時窮民救済、即チ震災水災若クハ火災等ノ場合ニ於ケル一時ノ恩賜金アルモ、慈惠家ノ寄附等アルモ、其使途分配宜ヲ失ヒ、毎ニ燒石ニ水ヲ灑クガ如ク、何等ノ効績ヲモ殘サ、ルノ遺憾アルヲ免カレサルナリ。」

次に「臨時急難救済」については、天災地變等の災害時に、罹災者を救護する爲め、勅令を以て「臨時急難救済條例」を公布せしめんとしてゐるのである。其の方法は、軍隊を活用せんとするもので、災害發生に際して、地方長官は、最寄師團長に打電して救助隊の派遣を請ひ得るものとし、師團長は其の要請により輜重兵、衛生兵を以て構成する救助隊を以て之に應ずるものとせるものであつて、之を左の如く記してゐる。

「臨時急難救済

勅令ヲ以テ臨時急難救済條例ヲ設ケ、國民ノ急難ニ罹リ、爲ニ來ス所ノ健康上ノ危害ヲ正當ニ救済シテ、其効ヲ全フスルノ制ヲ立ツルハ、頗ル必要ノ事業タルヲ信ス。先年尾濃兩國ノ震災ニ於ケルカ如キ、之レカ救済ニハ巨額ノ金員ヲ費シタルニモ拘ハラズ、徒ニ經費濫費ノ惡結果ヲ見ルノミ、罹災民ニ於テ其功德ヲ蒙ルコト寔ニ僅少ナリシナリ。三陸地方海嘯ノ如キ、亦以テ其實例ト爲スニ足ル。此ノ如ク急難救済ノ措置毎常其宜ヲ失ヒ、其結果却テ慘酷ニ流ル、カ故ニ、社會ノ善徳ヲ獎勵シテ、其功德ヲ全フセシメンコトヲ遺ル、ニ至ルノ虞ナキヲ保セサルナリ。我帝國ニ於テハ、地震、海嘯、洪水等ハ、免カレ難キ國土タルハ、此制ノ確立ハ一日モ忽カセニスヘカラサルモノトス。

其方法ハ大災害ノ起ル場合ニ當リ、其地方ノカ一時救急ノ措置ヲ完フルコト能ハサルトキ、地方長官ハ最寄師團長ニ電報シテ救助隊ノ派遣ヲ乞ヒ、師團長ハ直ニ輻重兵衛生隊等ヲ以テ救助隊ヲ組織シ、即チ出師準備ノ人員ト物品トヲ以テ其急ニ應スルニ在リ。此救助隊ヲ以テ、二週間乃至三週間位ノ期限ヲ以テ一時ノ急ニ應シ、以テ地方ニ於ケル救助準備ノ整備ヲ待チ、之ヲ地方ニ引渡シ、而シテ此間ニ於ケル救助隊ノ經費ハ一時繰替ヲ以テシ、且其損害ニ關スル分等計算ヲ明カニシ、全然國費ヲ以テ補充スルカ、若クハ國費ト地方費ト連帶支辨ノ方ヲ取ルカ、相當ノ規定ヲ設クルヲ要ス。大凡帝國ノ如キ一小疆土ニシテ、十三師團ノ大兵ヲ養フハ、國家一日ノ急ニ應センカ爲メナリト雖モ、右ノ如キ急難ノ際ニ之ヲ利用セハ、出師準備ノ物品ヲ新陳代謝セシメ、常ニ新シキ物品ヲ貯ヘ、且一方ニハ輻重衛生隊ノ爲メニ急場ニ應スル實地ノ演習トナリ、而シテ其功德ヲ急難不幸ノ民ニ及ホスヘキ仁惠ノ制タルヲ信ス。故ニ臨時恤窮機關トシテ此制ノ缺クヘカラサルハ、喋々ノ辯ヲ要セサル所ニシテ、夙ニ之レカ計畫ヲ企圖シ、未タ其着手ニ及ハサルナリ。幸ニ此制ノ設ケラル、ニ至ラハ、急難ノ場合ニ當リ、周章狼狽其措置ヲ失スルノ憂ナク、又經費ノ濫費ヲ免カレ、恤窮上經濟上共ニ圓滿ナル目的ヲ達スルコトヲ得ヘク、加フルニ軍隊ニ在リテハ、應急ノ演習ヲ事實ニ試ムルノ益アルヘク、誰カ之レヲ以テ軍事ト行政トノ紛亂ヲ來シ、武威ヲ潰スモノト謂フヲ得ヘケンヤ。」

以上は、後藤新平が我國醫務保護上に、將又社會事業上に遺した足跡の大概であるが、翻つて思ふに、彼は實に明治二十八年八月、伊藤公へ建白書を提出して以來二十二年に亘つて、終始自己の信念する「建設的社會制度」、「社會的衛生行政」の實現に努力したのであつた。惜むらくは、其の實現を見ることなくして止んだとはいへ、其の頃には於ける我が國の社會事業が、當時一般に慈善事業の名を以て呼ばれてゐたが、慈善的救貧的性格を脱せざる時に當り、夙に防貧的社會施設としての「建設的社會制度」の實施を提唱し、其の實現に向つて銳意努力したことは、大いに注目されねばならない。尤も此の頃大學の講壇に於いては金井延があつて社會政策を提唱し、二十九年には社會政策學會が設立される

に至つてゐるが、然し社會政策的制度の實施に實際に活動した者は、後藤新平の外に之を見出し得ないであらう。此の意味に於いて、彼は正に時代の先覺者たると同時に、史上に特殊の地位を占むるものといふべきであるが、此の方面に於ける彼の後繼者たる窪田靜太郎は、彼が如何に「建設的社會制度」の實施を須要視し、それに向つて努力したかについて、そしてそれが如何に先驅的であつたかについて、次の如く述べてゐる。

「伯は衛生事業と相並んで、貧窮の防止と言ふことを深く感じて唱道して居られた。貧民が出來てから、これを救済するのは、惰民を養成するの處れがある。仍ち貧民にならぬ前、これを防止せねばならぬ。これを行ふには、先づ勞働者について考慮する必要がある。多くは勞働者から貧民に墜落して行くものだ。其の勞働者に保護を與へると言つても種々あるが、先づ衛生的施設を第一とし、工場ならば有毒瓦斯の發生することなきや、機械設備に危険の點なきや等のことに留意して、改良を促さなければならぬ。要するに貧民の防止は、勞働者の保護から始まる。此の事と衛生とは車の兩輪の如きもので、一方だけではならぬと云ふのが、伯の議論であつた。其の頃東京には工業がなかつた。大阪には餘程發達してあつたので、私に特に大阪に出張を命ぜられた。工業衛生状態を視察して來いと命があつて、工業状態は勿論、職工の食物の様子等までも、精しく調査して復命した書類を今も持つてゐる。

伯は其の様に、工場職工の保護の必要を説くと同時に、勞働者が病氣になつた時、治療を受けることが出来るやうに、又怪我瘵疾に罹つた時に年金を與へる必要、それは獨逸のビスマルクが唱道して、現に施設して居るが、あれが一番よい、是非勞働者強制疾病保險法を制定する必要がある。窪田君其の法案を作つて呉れと命じられた。私等はまた其の頃獨逸のそれを知らなかつたが、後藤局長は其の獨逸の法律の要領を翻譯したものを私に示された。それに據つて私は勞働者疾病保險法案といふのを立案した。さうして内務大臣から中央衛生會に諮問せられたが、議決に至らずして私は歐羅巴に行つた。また間もなく伯も轉じられた事は前にも云つた通りだ。兎に角伯は獨逸の此の法律が我國に

も必要であると言ふことは、單に衛生上よりのみならず、社會問題として是非必要である、獨逸のビスマルクも社會問題として立案したのだと云つて居られた。

私共が歐羅巴に行つたのも、表面マドリッドの衛生會議に出席するのが本分ではあつたが、其の他、歐洲各國の衛生施設、社會的施設を見るといふことが、實際の目的であつた。特に伯から、窪田、お前は獨逸の勞働者の保護状態と、其の防貧方法を見て來いとの命を受けた。それで私は其の命により、あちらに行つて、いろ／＼社會施設の狀態を見、勞働問題の解決に關係あると思ふ方面を見て歩いたり、教へられたりした譯だが、歸つて見ると肝腎な伯は職を去つて居ないと云ふのだが、併し其の後會つて復命もし、又教へをも受けた。さういふ譯で、後藤伯が獨逸の勞働保險を早くから唱へて居られて、私は常にその薰陶を受けたのであるが、其のころ一方、大學では金井延、桑田熊藏などの人々が、勞働問題の將來を憂慮して、社會保險なんといふことを唱へ出しては居たが、私が歐洲から歸つて來た時分でもまだ單に學說として唱へてゐるだけで、實際家の方面には伯の外には一人もなかつた、全く伯だけだつた。私は伯より何時も熱心に之れを聞かされてゐたので、常に注意を拂つて居り、又歐洲で見て來た關係もあるので、勞働者保護衛生、並びに防貧制度の必要を極めて深く感じてゐた。就中職工の健康上の保護、女職工の保護、衛生上の事を第一に感じ、歸つて來てからも衛生局に引續き關係してゐたので、工場法なるものを制定する必要があることを主張して居た。然るに木内重四郎君が農商務省の商工局長で居て、同省從來の工場法案の取調べを全然やり直すこととして、私を主任として日本の工場職工の現状に即した工場法案を作らしめることにした。其の時私共の調べたものに、其の後岡實君が修正を加へて成立したものが、現在の工場法である。」

註 (1) 鶴見祐輔・後藤新平 第一卷 (昭一二・四) 八一〇頁
(2) 同 七五八頁

(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)
同 同 同 同 同 同 同 同 同

七五七頁
八一〇—一一頁
八一—一二頁
八七〇頁
八一三頁
八七一頁
八一三—四頁
八一四—五頁
八一七—九頁

三 窪田靜太郎の「救濟制度に關する意見」に現はれた救濟論

又此の頃、内務省參事官であつた窪田靜太郎は、「社會的救濟制度一斑」、「獨逸疾病保險概要」、「貧民救濟制度意見」等を發表し、今日の所謂防貧的社會事業の必要と此が誘導獎勵の方策について論述してゐる。其等に説くところ、醫療保護事業にも關説する所尠くないが、「貧民救濟制度意見」のみについて之を觀るに、本論致は彼が明治三十一、二年に互る歐洲視察を終へて歸朝後、同三十二年六月五日公刊されたものであつて、社會政策的救濟制度に關する一家の識見を呈示してあまりあるものであり、而も隨所に醫療保護制度に關する所見をかがげてゐるを以て、記述の便宜上、今暫くその全文につき、逐次之を掲げて關見をうかふこととする。

先づ劈頭「概論」と題して、救濟制度を制定するの困難なる所以は、民の自助心を消耗するを防ぐことの困難なるにありとなし、單なる慈惠は自助心を消耗せしめ、乞食根生を起さしむるものなりと、慈惠主義に立つ救濟制度を排撃して曰く、

「救済制度ヲ定ムルコトハ困難中ノ最困難ナルモノナリ其所謂困難トハ多額ノ費用ヲ要スル爲メニ非ズ人ヲ得ルノ難キガ爲メニ非ズ之ガ爲メニ民ノ自助心ノ消耗スルヲ防グノ難キコト是ナリ凡慈惠ナルモノハ其聲ノ美ナルガ爲メニ不知不識人ヲ誤ルモノナリ單ニ慈惠ノ爲メニスルノ慈惠ハ必ズヤ歩々民ノ自助心ヲ消耗スルモノナリ換言スレバ人ヲシテ乞食根生ヲ起サシムルモノナリ人未ダ他人ノ扶助ヲ受ケザル間ハ窮乏ヲ極ムト雖尙且獨力自活セント勉ムルモノナレドモ一度他人ノ救助ヲ受クルトキハ又救助ヲ受クルコトヲ耻トセズ却テ之ニ依頼シテ自ラ勵ムコトナキニ至ルモノナリ此獨力自活セント勉ムルノ精神ハ國家元氣ノ存スル所ニシテ最尊重スベク苟モ傷クベカラザル所ノモノナリ然ルニ世ニ慈公家ヲ以テ自任スル者父母ノ葬祭等ニ際シ貧民ヲ賑ハスト稱シテ金穀ヲ傍近ノ細民ニ分配シ自ラ美譽ヲ爲シタリトシテ得々タルモノアリ何ゾ圖ラン是折角獨力自活ニ勉メ居タル良民ヲ墮落セシムル所以ニシテ猶坊主ニ肉羹ヲ薦メテ生魚坊主タラシムルガ如ク而モ其害毒ヤ寧之ヨリモ甚キモノアリ然レドモ此ノ例ノ如キハ今ヤ人皆其弊ヲ知り舊套ヲ演スルモノ漸ク跡ヲ斷タントスト雖風雨火災等ノ場合ニ際シテハ今尙弊ノ至ル所ヲ究メズシテ慈惠的慈惠ニ陥ルモノ比々皆然ルモノ、如シ彼ノ寄附ノ金穀物件ヲ頭割ニシテ罹災者ニ分配シ受惠者ノ内ニハ從來會テロニセサルノ飲料食品ヲ味ヒ始テ救助ノ味ヲ占ムルガ如キモノアルニ非ズヤ然レモ一私人ノ慈惠ハタトヒ其方法ヲ誤ルモ其ノ及フ所狭クシテ害モ亦小ナリ若夫國家ノ救済制度ニ至テハ一朝單純ナル慈惠主義ニ陥ルトキハ其害毒計ルベカラズ遂ニ或ハ國家ノ元氣ヲ消耗シ去ルノ畏アリ是救済制度ヲ定ムルノ至難ナル所以ナリ救済制度ヲ定ムルノ困難ナルハ特リ之ノミナラズ抑我國諸般ノ制度ハ多ク範ヲ外國ニ採レリ是先進國ノ經驗ヲ利用スル所以ニシテ其得策タルハ言ヲ俟タズ然ルニ救済制度ニ至リテハ遽ニ外國ニ則リ難キモノアリ何トナレバ外國ノ救済制度ハ元來單純ナル慈惠主義ニ出テ漸ク其弊ニ堪ヘザルニ及ンデ或ハ幾分カ之ヲ改メ又ハ現ニ之ヲ改メント欲スルノ際ニ在ルモノナレバナリ。」

と。而して更に論を進めて、我が國當時に於ける救済制度に關して説く論者の、一般的主張を剖檢して、次の如く説い

て單純なる慈惠主義の危険を警告してゐる。即ち

「近來救済制度ノ必要ヲ説ク朝野ノ間ニ其聲ヲ大ニシタルモノ、如シ至極結構ナルコトナレドモ論者ノ多クハ貧民ニ衣食住ヲ與ヘサヘスレバ以テ貧民ヲ絶滅シ若ハ之ヲ減少シ得ベシト信ズルニ非ザルナキヤヲ畏ル、ナリカ、ル考ハ前ニ陳ベタル自稱慈善家ノ金穀分配ト相距ル遠カラザルモノニシテ若カ、ル單純ナル考ヲ以テ漫然國家ノ救済制度ヲ定メタランニハ國家ノ富源タル勞働者ハ相率イテ窮民受救者トナリ了ランノミ豈寒心セザルベケンヤ又世ノ論者中救済制度ノ萬能ヲ信ズルモノアリ彼等ハ曰ク犯罪ヲ減少セント欲セバ救済制度ヲ行フベシ又曰ク工業衛生ヲ行ハント欲セバ先救済制度ヲ行フベシ其意蓋工場ノ設備ヲ完全ニセンニハ生産費ヲ増シ從テ勞働ノ需用ヲ減ズベク或ハ又職工ノ勞働ヲ制限スルトキハ彼等自活ノ途ヲ失フベキヲ以テ之ヲ救済スベシト云フナリ其所謂救済制度ナルモノガ研究ヲ遂ゲタル健全ノ制度ヲ意味スルモノナランニハ強チ排斥スベカラサルノミナラズ或點ニ於テハ之ヲ賛成スベシト雖論者ハ單純ナル衣食住ノ直接救助ヲ以テ救済制度ト考ヘ居レルモノ、如シ果テ然ラバ論者ハ油ヲ注イデ火ヲ消サント欲スルモノナリ其救済制度萬能ヲ信ズルハ一ノ迷信ニ外ナラザルナリ」

と述べてゐる。然らば、彼の抱懐する救済制度は如何といふに、公益主義に基づく救済制度を次の如く

「我國ニ於テ將來定ムベキ救済制度ハ宜ク公益主義タルベシ單純ナル慈惠主義タルベカラズ公益主義トハ專ラ公益上ヨリ打算シテ救済スルノ謂ニシテ憐愍慈惠即人情上ヨリ救済スルニ非ズ單純ナル慈惠主義トハ專ラ人情忍ビザルト云フ考ヨリ救済スルヲ云フナリ等ク疾病ヲ救済スルニモ早ク治療セシメテ働カス方ガ社會ノ利益ナリト云フガ爲ニ救済スルハ即公益主義ナリ又人情捨置キ難シト云フガ爲ニ救済スルハ即單純ナル慈惠主義ナリ而テ公益主義ノ救済制度ハ人民ノ自助心ヲ基礎トシテ其上ニ建設セザル可ラズ換言スレバ自ラ助クル者ヲ助ケテ自活セシムルニ在リ」と力説するのである。斯く公益主義的救済制度を主張する彼は、醫務保護制度に關して如何なる見解を持つてゐるか

いふに、此の見地に立つて救療制度を論ずることは蓋し當然であつて、「疾病を救療スルニモ早ク治癒セシメテ働カス方ガ社會ノ利益ナリト云フガ爲ニ救療スルハ即公益主義ナリ」と説いてゐる如く、公益主義に立脚して行ふ救療制度を強調するのである。斯かる公益主義を堅持する彼は、然らば國家社會の利益とならざる者、即ち老幼弱者、廢疾者などは放棄して可なるかといふに、左にあらすして之を次の如く

「然ルニ此ニ公益主義ノ救貧制度ニ例外タル場合アリ即自ラ助ケントスルモ自ラ助ケルコト能ハザル者アリ老衰者及病疾者(不具及治癒ノ見込ナキ慢性疾病ニシテ勞働ニ堪ヘザルモノヲ包含ス以下之ニ做フ)是ナリ彼等ハ公益上ヨリ打算スルトキハ救濟ノ價値ナキモノナリ故ニ彼等ヲ救濟スルハ公益上ヨリ打算スルニ非ズシテ慈惠主義ヨリ來リ而モ彼等ニ限リテ慈惠主義ヲ行フモ公益上無害ナルモノナリ何トナレバ彼等ノ自助心ハ最早其用ヲ爲サザル自助心ナレバ多少之ヲ消耗スルトモ公益上失フ所ナクレバナリ尤廢疾者老衰者ヲ救助スルトキハ壯年健康ノ際不慮ニ備フルノ必要ナク從テ一般人民ノ自助心ヲ害スト云フノ議論ナキニ非ザレドモ世間ノ實際ハ廢疾老衰ニ至リ救助ノ道アル故壯年健康ノ際準備ヲ爲サザルト云フニ非ズシテ救助ノ有無ニ拘ラス病疾老衰ニ備フルノ自助心ハ一般ニ乏キナリ故ニ人民ヲシテ廢疾老衰ニ備ヘシムルノ制度ヲ設クルハ必要ナレドモ之ト同時ニ廢疾老衰者ヲ救助スルモ一般人民ノ自助心ヲ害スルノ虞ハナカラント認ム然ルニ老衰者及廢疾者ノ外幾多ノ貧民ハ皆自ラ助ケント欲スレバ自ラ助ケルコトヲ得ル者ナリ即自助心次第ニテ自活シ得ル者ナリ例ヘバ疾病者ト雖廢疾ニ至ラザル者ハ治癒ノ上ハ自活シ得ベキモノナリ幼弱者ト雖生長ノ後ハ自活シ得ベキモノナリ故ニ彼等ノ自助心ハ最尊重セザルヘカラス是老衰廢疾者ノ如ク單純ナル慈惠主義ニ依ルヘカラザル所以ナリ」と説いてゐる。即ち明確に公益主義に依るべきものと、慈惠主義に立脚すべきものとを辨別してゐる。而して彼は更に論旨を進めて、救濟制度に於ける救濟の種類について叙べて曰く

「余ハ是ニ至リテ救助ニ二種ノ區別ヲ爲スノ必要ヲ認ム蓋救貧制度ノ目的ハ人民ヲシテ必要ナル衣食住ヲ得セシムルニアリ而テ直接ニ衣食住ヲ給與スルヲ以テ直接救助ト云ヒ衣食住ヲ得ルニ必要ナル醫療教育其他ノ方便ヲ與フルヲ以テ間接救助ト云老衰廢疾者ニ對スル救助ハ慈惠主義ニ依ル直接救助ナリ」として、直接救助の法によるべきものと、間接救助に依るべきものとの二種ありとし、其中、醫療保護の法は間接救助に屬するものなりとしてゐるのである。斯くして彼は、貧困者救濟の實際について論ずるに先立ち、貧困者には自助心のみにて自活し得る者と自活し得ざる者とがありとし、前者は一般社會制度と警察制度によつて保護取締るべきも、後者については公益主義に立脚する間接救濟制度に依るべきものなりと、其の一々について左の如く説いてゐる。

「老衰者廢疾者以外ノ貧民即本人ノ自助心次第ニテ自活シ得ベキ者ハ如何ニ之ヲ處分スルヤト云フニ此種ノ貧民中又二種ノ分類ヲ爲サザルヘカラス其第一種ハ本人ノ自助心ノミニテ自活シ得ベキ者ナリ第二種ハ本人ノ自助心ノミニテハ自活シ得ベカラザル者ナリ第一種ノ貧民ハ一面一般社會的の制度(市有電氣鐵道ヲ以テ低廉ナル交通ノ便ヲ與ヘ市有貸長家ナリ)ヲ以テ之ヲ保護シ一面社會的警察制度(浮浪乞食ノ戒告所ニ依リ之ヲ取締ラザルヘカラス)第二種ノ貧民ハ間接救助ノ制度ヲ以テ之ヲ保護ス而モ其保護ハ單純ナル人情慈惠ノ爲メニスルニ非ズシテ公益上ヨリ打算シテ救助スルナリ而テ第二種ノ貧民即貧民ガ本人ノ自助心ノミニシテ自活シ得ザルハ幼弱疾病負傷ノ場合ヲ主トス就中幼弱ノ貧民ハ貧窮ノ原因已ニ在ラズシテ其父母ニ在リ而テ幼弱者ハ養成ノ方法次第ニテ世間有用ノ人トモナリ又ハ犯罪者惡漢實淫者トモナルモノナレバ之ヲ教育スルノ制度ハ社會ノ害物ヲ未發ニ防グ所以ニシテ且其教育ノ効力ハ比較的ニ大ナリ尤貧民ノ子ヲ無條件ニテ救濟スルトキハ或ハ早婚私通ノ弊ヲ助長スルノ虞ナキニ非ザルヲ以テ若其親アルトキハ適當ノ條件ヲ以テ負擔ヲ爲サシムルハ勿論ナリ即幼弱者ノ救助ハ教育ヲ與ヘテ自活ノ道ヲ立テシムルニ在リ所謂公益主義ノ間接救助ナリ然ルニ幼弱者ニ直接衣食住ノ救助ヲ爲シ其ノ教育ヲ第二段トスルハ所謂慈惠主義ノ直接救助ニシテ忌憚ナク之ヲ言ヘバ幼弱者ニ乞食ヲ教ユルモノナリ」

さて之を、貧困疾病傷痍者について如何に説いてゐるかといふに、疾病傷痍の未發前に於いては、一般社會制度として國家に於いて疾病負傷保險制度を設定するにあり、疾病傷痍後にありては、間接救助として醫療投給の救療制度を設定すべきを主張してゐる。即ち

「次ニ疾病負傷ノ場合ニ關シテハ其未疾病負傷セザルニ及ンデ平時ヨリ之ニ備ヘシムルハ最上ノ策ニシテ所謂一般社會制度ニ屬ス即國家的疾病負傷保險ノ制度ヲ設クルニ在リ此制度ヲ設クルニハ先以テ大工場各個ニ又ハ聯合シテ職工保險金庫ヲ設ケシメ漸次各種ノ勞働者ニ及ボスヲ可トス然レドモ未保險制度ノ範圍ニ入ラザル貧民ニシテ現ニ疾病負傷シタル場合ニハ如何彼等ハ治癒ノ上ハ自活シ得ベキ人民ナリ然ルニ之ヲ老衰者癯疾者ト同一視スルコトアランカ彼等ハタトヒ治癒スルモ已ニ其自助心ヲ失ヒ世間ノ長物トナルナラン故ニ彼等ニ對スルノ救濟ハ間接救助トシテ醫療ヲ與ヘ以テ勞働自活ノ地ヲ爲サシムルノ公益主義タルコトヲ明ニシテ其平素ノ勤惰行狀ヲ調べ疾病負傷ノ原因資力ノ如何ニ因リ自助ノ見込アルモノヲ救療スルノ制度ヲ設ケザルベカラズ」

となしてゐるが、罹災救助についても亦同様であつて

「次ニ災厄ノ場合ハ最人民ノ自助心ヲ消耗スルノ虞アル場合ナリ何トナレバ此場合ニハ厄災ヲ口實トシテ他人ニ依頼スルコトヲ厭ヂザルノ傾アルヲ以テナリ故ニ平時ヨリ共濟組合準備積立金又ハ保險ノ方法ニ依リ厄災ニ對スル準備ヲ爲サシムルヲ最上策トシ若準備整ハザルトキハ公益上ヨリノ打算シテ勞働自活ノ地ヲ爲スニ必要ナル救濟ヲ爲スベシ尤其主意ハ直接衣食住ヲ救與スルノ趣意ニ非ズシテ衣食住ヲルノ方便トシテ間接救助ヲ爲スノ主義ヲ明ニシ就中平素ノ勤惰行狀厄災前ノ生活ノ程度厄災後ノ資力如何ヲ精査シ自助ノ見込アル者ヲ救濟スベシ且可成之ヲ制限シ濫給ノ爲人民ノ自助心ヲ失ハシムルガ如キコトナキヲ要ス」

と説いて、豫防的制度としては共濟組合や罹災保險制度を定むる一方、應急的には間接救助による制度を設け、兩々相

俟つて保護救濟の完全を期すべしとしたのである。

斯く説き來つた上、更に歐米に於ける救濟制度の效害に言及し、其の轍を踏むことなき必要あることを警告するに、左の如く、

「廣ク貧民救濟ト云フトキハ前陳各種ノ制度ヲ一括シテ論ズルヲ常トスレドモ仔細ニ分析スルトキハ癯疾老衰ノ救助ト他ノ制度トハ救濟ノ主義性質ヲ異ニスルモノナリ故ニ之ガ法制ヲ定ムルモ各特殊ノ規定ヲ要ス然ルニ歐洲ノ現行制度ハ元來單純ナル慈惠主義ニ出デタルヲ以テ彼此混同ノ結果人民ノ自助心ヲ消耗セザルモノ殆稀ナリ故ニ有識ノ士ハ之ガ改良ノ策ヲ講ジ漸ク直接ノ救助ヲ避ケテ強制保險其他ノ政策ニ依リ救貧問題ヲ解釋セントス幸ニ我國ニハ未固結セル單純ナル慈惠救貧制度ナシ宜ク今ニ及ンデ前途長久ノ策ヲ講ジ徒ニ歐洲ニ泥ンデ其過ヲ再演スルコトナカラントヲ望ム」

と説いてゐる。次に「救助ノ方法」と題して

「救助ノ方法

余ハ前章ニ於テ直接救助ト間接救助ノ別アルコトヲ論ジ直接救助ハ老衰者癯疾者ニ限り之ヲ與フベキコトヲ説ケリ依テ今直接救助ノ方法ニ就キ少ク之ヲ陳ベンニ癯疾老衰者ニ對スル直接救助ノ方法ハ之ニ衣食住ヲ與ヘ必要アルトキハ療養ヲ加ヘ又死亡シタルトキハ埋葬ヲ爲スニ在リ而テ衣食住ヲ與フルハ院内救助ノ方法ヲ採ラザルベカラズ即被救助者ヲ營造物ニ入ラシメテ救助スルナリ一見スルトキハ多額ノ經費ヲ要スルガ如クナレドモ院外救助即自宅ニテ救助ヲ與フルハ下層ノ人民ハ殆何人モ之ヲ得ントスルモノナリ從テ弊害ノ必之ニ伴フヲ免レズ故ニ人民ノ自助心ヲ消耗スルノ處多シ加之一個一個ノ場合ヲ見レバ院外救助ハ廉ナルガ如キモ全體ヲ合算スレバ却テ多額ノ費用ヲ要スルコトアリ(受救者ノ數ヲ増スヲ以テナリ)且實際ハ受救者本人ノ救助ト爲ラズシテ却テ他人ノ好餌ト爲ルコト少カラズ故ニ市

ニアリテハ養老院ヲ設ケテ癡疾者老衰者ヲ之ニ入ラシメ町村ニテハ養老院ニ入ル、程多數ノ癡疾老衰者アラザルベキヲ以テ現在ヲ以テ衣食住ノ必要物及藥材等ヲ給與スベシ金錢ノ救助ハ就中弊害ノ甚キモノナレバ非常例外ノ場合ノ外之ヲ行フベカラズ

と、直接救助の方法について論じ、更に救貧事務の所屬、救貧の費用、救貧事務の機關等について次の如く^(五)

「救貧事務ノ所屬

救貧制度ノ基礎ハ之ヲ國家ニ置キ救貧行政ハ國ノ行政事務タルベキコト猶教育事務ノ如クナルヲ要ス何トナレバ救貧行政ノ寬嚴得失ハ直ニ國家ノ元氣ノ消長ニ關スルヲ以テ國家自ラ寬嚴伸縮ノ柄ヲ握ラザルベカラズ彼ノ公共團體ノ公共事務ニ於ケルガ如ク自由活動ヲ本則トシテ國ハ單ニ之ヲ監督スルガ如キ類ニ止マルベカラズ國ノ隱示ノ下ノ府縣郡ノ官吏市町村ノ吏員ヲシテ働作セシムルコトヲ要ス

救貧ノ費用

老衰者癡疾者救助ノ費用ハ市町村ヲシテ負擔セシムルコト猶普通教育ノ如クナルヲ要ス何トナレバ貧民ヲ生ジタル郷黨ハ之ヲ扶助スルノ義務ヲ負フベキ道理ナレバナリ

救貧事務ノ機關

救貧制度ヲ立ツルニハ先貧民救助ノ機關ヲ整ヘ次ニ救助ノ方法ヲ設クベシ何トナレバ救助ノ方法ノ設ケラル、トキハ之ヲ受ケントスル者ハ潮ノ如ク襲來スベシ是ニ於テ先救助機關ノ完備セルアルニ非ズンバ緩急無差別ノ救助ニ陥リ偶以テ國民ノ自助心ヲ損傷スルニ終ルベシ故ニ先救助ノ機關ヲ設ケ救助ヲ乞フモノアルトキハ其貧困ノ實況及身體精神ノ狀況ヲ調査シ救助スベキト否トヲ判定シ又若救助ヲ與フベシトスルモ其救助ハ如何ナル方法ヲ取ルベキカヲ定メ又已ニ救助ヲ與ヘタルトキハ果テ救助ノ目的通り實行セラル、カヲ監視スルコトハ最必要ナル事項ナリトス此調査機關

ノ組織ニハ凡三種アリ (一) 市町村ノ吏員ノミヲ用ユルト (二) 吏員ト私人トヲ併用スルト (三) 私人ノミヲ用ユルトナリ此組織ニ付有名ナルハ「エルバルフェルド」ノ仕組ト稱スルモノナリ此仕組ハ獨國「エルバルフェルド」市ニ於テ始メテ實行セラレタルモノナリ其仕組ハ市ヲ大救貧區ニ分チ大救貧區ヲ更ニ小救貧區ニ分ツ大救貧區ニハ一人ノ委員長アリ小救貧區ニハ一人ノ委員アリ共ニ名譽職ナリ委員ハ各三四人ノ貧民ヲ受持テ調査ス而テ大救貧區内ノ委員集テ集會ヲ開キ救助スルト否ト及救助ノ方法ヲ決定シ市ノ救貧局ニ報告ス救貧局ハ此報告ニ依リ救助ノ許否ヲ確定ス「エルバルフェルド」ノ仕組ハ伯林ニモ折衷シテ採用シ歐洲中他ノ國ニモ傳ハレリ此仕組ノ我國ニ適スルヤ否ヤヲ斷言スルニハ充分ノ研究ヲ要スルコトナルガ救貧事務ニ付機關ノ組織ガ最必要ナルコトハ右ニテ明ナラン」と論じ、最後に「社會的の制度實施ノ順序」に言及し、工場衛生制度、疾病保險制度並に施療病院制度等を、國家に於いて急施せざるべからざる所以を左の如く説いてゐる。^(六)

「社會的の制度實施ノ順序

附 調査機關ノ設置

各般ノ社會的の制度ニ就キ實施ノ緩急前後ハ慎重ナル調査ヲ要ス抑單純ナル救貧制度即老衰者癡疾者ニ直接生活ノ救助ヲ爲サズ惡ヲモ爲サルモノナリ從テ之ヲ救濟スル制度ハ社會公益上及秩序上ニハ大ナル關係ヲ有セザルモノナリ國家ノ任務ハ社會ノ公益ヲ増進シ及秩序ヲ保持スルニ在リトセバ寧ろ是等窮民ノ救助ヨリモ急ナルモノアリ余ノ見ル所ヲ以テスレバ第一ハ將來ノ窮民トナルベキ乞丐兒浮浪兒懶惰兒等ニ強制的實業教育ヲ與ヘ以テ規律的生活ヲ營ムノ慣習ヲ作ラシムルニアリ次ニ規律的生活ヲ營ミツ、アル勞働者ヲシテ窮境ニ陥ラシムルノ主因ハ疾病ニアルヲ以テ工場衛生制度ニ依リ疾病ヲ豫防シ疾病保險制度ニ依リ疾病ヲ治療シ以テ自活ノ計ヲ爲サシム又疾病ニ依ルニ非ズシテ徒手浮

浪スル者ハ寒冷ナル北海道未開ノ地ニ勞役場ヲ設ケテ開拓ニ從事セシムルコト、シ其外國家的小額生命保險養老年金市町村貯金公共勞働仲介所信用組合消費組合生産組合等ノ制度ヲ設ケテ細民ノ福利ヲ増進スルハ社會公益上秩序上急ヲ要スルノ制度タルコトヲ信ズ而テ此種ノ制度ハ行政ノ各部(就中内務文部)ニ牽連交渉スルノミナラズ其制度ノ組織實行ノ方法順序ヲ定ムルニハ精細ナル調査ヲ要スルヲ以テ之ガ爲特別ノ機關ヲ設ケ之ヲ各省ノ外ニ置キテ内閣ニ屬セシムルカ又ハ行政ノ中樞部タル内務省ニ屬セシメ而テ此機關ハ專務官ノ外各省當局者及關係ノ學者經驗家ヲ以テ之ヲ組織スベシ是余一個ノ私見ニ非ズシテ後藤新平氏ガ曾テ致々トシテ講究シタル結果其意見ヲ當時ノ有司ニ差出シタルナリ

(1)	窪田静太郎・救済制度ニ關スル意見(明三二・六)	一一三頁
(2)	同	三四頁
(3)	同	四頁
(4)	同	四一五頁
(5)	同	五頁
(6)	同	五一六頁
(7)	同	六頁
(8)	同	七七八頁
(9)	同	八頁
(10)	同	九一〇頁
(11)	同	一〇一二頁
(12)	同	一二一三頁

四 醫家の新醫療保護論

新なる社會問題の發生に加へて、前述の如き社會政策的醫療保護論の展開するところ、必然、醫療を擔當する醫家に大なる影響を與へたことは當然であつて、醫家をして又醫療保護制度の必要を論議せしめるに至つてゐる。之を例へば、明治三十二年五月二十日發行の『東京醫事新誌』上に、西村竹四郎は文明の進歩が次第に貧富の懸隔を増大せしめた結果、貧困者の救療問題は等閑に附すべからざる事態にあることを看取して、現在の社會經濟組織を是認し乍ら、而も文明に偶發する貧困者を放任することなく、是が對策の一として醫療を與へるの策なかるべからずと、公的醫療保護機關設立の必要を説いてゐる。即ち、先づ文明が生起せしめた貧富懸隔の増大化と、貧困は從來考へ來つたが如き個人的原因に由らずして、社會的原因たることを「慈善事業と醫術」と題して、激しくいふのである。即ち

「文明は益々貧富の懸隔をして甚だしからしむる者なり、文明は強者をして弱者を凌ぐの利器たらしむる者なり○中富者の富たる、貧者の貧たる、素より天稟の才能、痴鈍、勤勉、懶惰の如何に由ると雖とも、富者の富貧者の貧、必ず是等の事項のみに據らざるなり○中文明は殺伐たる利器にして、此等細氏を憐むに暇あらざるなり、文明は黄金に親んで非黄金に疎なるものなり、富者を利して貧者を危くするものなり、」

と。次いで歐米に於いては、此が解決を救済制度においてゐるに反し、獨り我が國に於いては、これなしと左の如く(2)「之れを歐米に徴するも文明の度に比して富貧の懸隔益々甚たしきを知る、去れとも歐米には夙に慈善事業の美譽あり、孤兒院、貧民學校、貧民救済院、夜學校、盲啞院、施療病院等の如き、其の企畫宏大にして、間然する處なし、聊か以て文明に偶發する余弊を救済するに足る、之れに反し、我が國の如き慈善事業は甚だ幼稚にして其の餘害を救ふに足る者なく只好事家の成敗に歸し、又顧みるもの無きものゝ如し、是れ一は皮想文明に據るの結果か、果た財政窮迫に因するか、政府の口實、由りて恕す可しと雖とも、民人の思想未だ茲に歸著せざるは我邦の一大缺點なり。」

と述べて嘆息してゐる。而して彼は、貧困者、就中勞働者が不規則なる勞働と惠まれざる生活環境とに於いて、健康の保全を期し難いことを痛論し、醫家は、自己の職分上より率先之を社會に訴へ、世の先覺となつて、此の問題解決策としての施療施療の醫療保護機關を設立する運動を起すべきことを主張してゐる。⁽³⁾

「今殖産工業の發達益々著しく諸會社年々勃興し、到る處大工場を見ざる無きに到りたるは國家の隆盛として賀す可き慶事なれども、其の裏面を伺へは實に陰雲慘憺として工場に充實するを見る、予久しく工業の中心點たる大阪に在りて各種の工場を視察し職工男女の状態を見るに、上たひ足を此の窟に入るゝときは容易に其の職を脱するに至らず、深更業を勵み或は曉を徹し、僅少の賃金に甘んじて拳々其業を執る慘狀は實に憐愍の至りに堪へざるなり、^{○中} 要之本邦の如き文明偏進國に在りて、一方には盛に事業的擴張し、蓋々細民を荷ふて馳せ去り、益々危害近づかして、既觸の愛反りて彼れか終世を賦ふ、近來職工保護、勞働保護說世に行はるゝと雖とも、其の發達幼稚にして一の形式に留まるのみ、豈救済法として醫す可んや、今日の狀態細民貧弱は殆んど富豪の食餌となり、只生を消すのみ、^{○中} 身に一ヶの技能あるものは生計の方便を求むる易きも、單に勞力一片を以て一家を支ゆるが如き、豈不時の備をなし明日を慮るに假あらんや、此の如き力役資本を旨とする輩の一旦災禍疾病等に罹るれば忽ち活路を失ひ、薪水已に盡きて藥餌求むるに道なし、一刀一劑能く治を得るに至る疾病も、荏苒放棄し重症に陥らしめ或は生命を失ふに至る、世上此の類果して幾何ぞ、吁々貧弱の慘狀誰れか一掬の涙無からんや。

我等醫士は常に貧民に直接し、親近し、哀訴を受け、憐愍を求めらるゝものなれば吾人醫士が數多の歲月間救済し、施療施療するもの僅少ならざるを知る、去れども滔々たる細民窮困豈個人醫士の救済し得可きものならずや、かゝる大問題に處す可き方法は單獨事業の得て望む可き事に非らず、我等醫士は細民の狀態に精通し、直接其の困難を目撃し、仁術を以て業とするもの、多少感に打たれざるもの有らざる可し、是を以て醫士、社會に率先して慈善事業の義

氣を唱へ、中外に訴へ、世の先覺となり、以て彼等貧民羸弱を救済するの道を講せざる可んや、先づ當初には、地を定めて施療院を設け、漸次其の事業を達せしむ可し、其の細項の如きは他日を待ちて論ずる處あるべし。予は器械的進歩を以て、世の文明を稱するに足らず、文明の文明たる、各個人の幸福利益を増進するにあり、今の世、器械的進歩偏進して一方には細民を作り逆境に沈淪せしめつつあり、豈之れを以て文明を稱す可んや、吾人は世の慈善事業發達完美し甫めて文明を謳歌す可きなり、而して醫の仁たる、事業完成に預つて力ある可きは深く予の信する處なり。」

次いで貧困者救療問題に對して、具體的對案を提示した者の一人は、中濱東一郎博士で、「貧民救療制度」に關する意見がある。此の意見は明治三十六年三月三十日、東京醫科大學第三十番講堂に開かれた「國家醫學會」の例會に於いて發表されたものであるが、博士は此の席上、國家として醫療保護制度を制定するの必要あるを説き、現行救貧制度の擴大に依る救療制度の整備と、政治力ある地方自治團體の經營による公立病院の設立とを主張してゐる。即ち⁽⁴⁾

「^{○上} 要之現今日本の貧民救療制度は頗る不完全にして到底十分なる貧民を救済して其恩澤に浴せしむること能はず、又主なる義務を有する地方自治團體の救済機關も十分ならずして、救食、救療共に完からず、今後益々貧民の増加するは明かなる事實にして早晚改正を要するに至る可れば今より之を計畫するの必要あり即ち現行制度の範圍を擴げ一方には各市町村をして貧民施療病院を建設せしむる等は其の要點なり」と、其の要旨が『東京醫事新誌』に掲出されてゐる。

註 (1) 東京醫事新誌 第一一〇二號(明三二・五・二〇)一五頁

(2) 同

(3) 同

一五頁

八五一六頁

(4) 東京醫事新誌 第一三〇三號(明三六・四・一八)三七頁

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動

一 地方醫會の公立病院廢止論

前時代に互つて頗る活潑を極めた官公立病院廢止論と之を實現せんとするの運動は、此の時代に入るに至つても同様展開されてゐる。

其の二三について例示すれば、明治二十七年三月、此の頃、神奈川縣醫會横濱支部會は、會員一〇七名の總意を以て、横濱市立十全醫院を施療病院に變更すべしとの建議を、市長及び市會に提出してゐる。而して其の理由の骨子は、市立十全醫院の存立は、市中開業醫の發達及び業務を阻碍する、といふことにあつたものの如くであつて、『東京醫事新誌』に横濱の十全醫院と題して次の如く、

「神奈川縣醫會横濱支部會員百七名の代表者同港著名の醫師廿名は今回同會の決議に基き横濱十全醫院の性質を變更し施療院たらしめんとする建議を横濱市長及び市會に提出せしか其主旨は同院は今や同市の公益上其必要を認めざれば其の性質を變更して施療院と爲すは公益上緊急の要務にして且つ同院の存在は同港開業醫師の發達及業務の擴張を阻碍するの事實あり云々と云ふにある由目下此建議は同港杏林社會の一問題となり議論頗る熾なりと言ふ、」

と報道されてゐる。又明治三十年五月二十八日に開催された名古屋醫會に於いては、愛知病院をして純然たる施療病院たらしむべしとする建議案を提出し、可決するに至つたことが、愛知病院の運命と題して左の如く

「名古屋市醫會は去る二十八日略開會せり略諸物價騰貴の折柄市醫會は診察料、藥價を上げんとする原案に就き討議せしに結局醫師は略營業税も免せられ居るものなれば此の際物價騰貴に連れ診察料及び藥價を値上げするは宜しか

らすとの意を以て否決せり次に愛知病院の規模を縮少し單に貧患者の施療に充つる病院と爲さんとするの建議出て結局大多數にて該建議案を可決し閉會せりと聞く」

と報道されてゐるが、其の後も名古屋醫會は此の運動を繼續し、三十五年四月二十七日開會の同會に於いては次のやうな建議案が上程され、全會一致を以て可決を見、縣知事宛提出されてゐる。

「愛知縣立醫學校及病院に關する建議案

愛知縣醫會は夙とに愛知縣立醫學校及病院の規模を擴張し醫育事業と救療事業と相須て大に其改良進歩の實績を顯揚せんことを希圖し多年本會の研究問題となり其目的に向て審案討議せしもの數回に及び又之が爲めに其成案を具して本會の建議書となり又は調査の決議案となり本會の意見を公表したること亦實に一再のみに止まらざりしなり今や本會の素望空しからずして愛知縣立醫學校及病院移轉改築の大方針を決定せられ既に本年度に於て其第一着手を見るに至りしは定とに國家及社會の爲めに慶賀措く能はざる所なりとす庶幾くは閣下此好機に際會し多年本會の唱道せる醫育機關の完成と救療機關の發達とを駢進計畫せられ以て時局の進運に併行し大に校院規模の擴張完整を斷行せられんことを翹望し茲に重て本會の卑見を叙し謹て知事閣下に建議す」

註 (1) 東京醫事新誌 第八三五號(明二七・三・三一)四四―四五頁

(2) 同 第一〇〇二號(明三〇・六・一九)三九頁

(3) 同 第一二五四號(明三五・五・三)三二頁

二 大日本醫會の施療病院に關する建議請願運動

前期末即ち明治二十六年に於いて展開されるに至つた大日本醫會の、官公立醫學校附屬病院を施療病院と爲すこと、

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動

府縣立病院始め其の他の公立病院を總て施療病院とするの制を設くべしとするの運動は、此の時代に及ぶも繼續して行はれてゐる。

大日本醫會は第二次大會を、明治二十七年十一月十二日より十八日まで七日間、日本橋區阪本町なる東京醫會本部に於いて開催し、十二日の開會式に次いで、理事長に高木兼寛、理事に長谷川泰、長與專齋、原田貞吉、永坂周二、松山棟庵、樫村清徳等を選擧し、更に議長に高木兼寛、副議長に長谷川泰を選擧し、翌十三日より愈々各地方提出議案に付き審議を重ねたが、其の第一日に於いて第一次大會に於ける決議案五件を上提し、異議なく之を可決し、更に一段の活動を展開するに至つてゐる。⁽¹⁾従つて第一次大會の決議たる官立醫學校附屬病院を施療病院と爲すこと、府縣立病院及び其の他の公立病院を施療病院と爲すこと等の救療病院設立運動は、以下述べる如く前回にも増して活潑に展開されたのである。

因みに本大會には、此の外醫務保護に關係ある議案として、大會五日目たる十六日の審議會に、遠江地方部より「一、各府縣ニ於テ一個所乃至數個所ノ施療病院ヲ設置スルノ法律公示アランコトヲ貴衆兩院ニ向ツテ請願スル事」が提出され、翌十七日には

「一、各地方ニ於テハ國家ノ生産ニ樞要ナル細民救療ノ方法乃チ施療病院或ハ施療所ヲ設置シ又ハ施療券ヲ發スル等ノ制ヲ設ケラレンコトヲ當該當路者ニ促ス事」

の二案が提出されてゐるが、審議は第三次大會まで留保されることとなつてゐる。⁽²⁾

さて本大會に於ける決議に關しては、大會後、之を或は請願し或は建議して、夫々其の實現に向つて運動を開始してゐるが、第一決議たる官立醫學校附屬病院を純然たる施療病院と爲すべしとする件に關しては、同年十二月二十五日附を以て同會々員千八百六十三名の醫師運署して、左記第一號請願書を戰時議會たる第八回帝國議會貴衆兩院議長に、第二號建議書を同月二十七日附を以て、全國同志醫師三千五十四名總代として大日本醫會中央部理事長高木兼寛以下理事

連署の上、時の文部大臣候爵西園寺公望に夫々提出してゐる。

〔第一號〕請願書

某等謹テ書テ

貴族院議長閣下ニ呈シ 貴院ノ採納ヲ請願スル要旨ハ

現時官立醫學校附屬病院ヲ純然タル施療病院ト爲シ以テ醫學教育ノ發達ヲ完全ナラシメント切望スルニ在リ

惟ルニ醫學ハ特リ一個人ノ疾病ヲ治療スルノ區域ニ止ラズ開明ノ進運ト俱ニ國家政務ノ一大要素ト成リ凡ソ行政司法ノ諸務ニ於テ醫學ノ幫助ヲ要スルコト日ニ益々其多ヲ見ルニ至ル夫レ醫學教育ノ事タル精密ノ學理ニ參スルニ巧妙ノ實驗ヲ以テシ切磋琢磨ノ功ヲ積ンデ後ニ始テ其業ヲ大成スルモノナリトス療病ノ目的ニ至リテハ尤モ實驗ノ研修ヲ主トスルニ付キ此實驗ヲ第二ニ措キ專ラ學理ノミヲ主トスル事アラバ其弊ヤ遂ニ醫學ヲシテ空文ノ境ニ陥ラシムベキナリ是レ醫學校ニ於テ必ラズヤ附屬病院ヲ設置シテ此實驗研修ノ需ニ供スル所以ナリ

醫學教育ノ要領ハ其諸科ノ學理學術上ニ學ビ得タルノ技能ヲ將テ直ニ人身ニ試施シ得ベキニ非ズ漸次許多ノ研修ニ實驗ヲ習ヒ得テ以テ學理運用ノ妙ヲ講ゼザル可ラズ其方法固ヨリ一ナラズト雖モ其學習ニ關シテ最モ緊要ノ重キヲ置クモノハ即チ患者及ビ其屍體ナリトス抑モ療病ノ事タル親ク患者ニ接シテ病症ノ性状ヲ察シ經過ヲ驗シ以テ其療法ヲ考察シ若シ夫レ病原ノ不明ナル變化ノ意外ナルニ會ヘバ其死後ニ於テ屍體ヲ剖檢シ其因ヲ探リ其變ヲ究メ以テ其伏在ノ支微ヲ闡明シテ觀察推考ノ當否ヲ判シ實觀心悟ノ域ニ達セザル可カラズ而シテ是等ノ事タル附屬病院アリテ平常多數ノ患者ヲ容ル、ニ非ザレバ其目的ヲ達スルコト能ハザルナリ

然ルニ此多數ノ患者ヲ何處ヨリ得ルカト問ハニ貧困無告ノ窮民ニシテ疾病ニ罹ルモノ即チ是ナリトス彼ノ窮民ノ病苦ニ陥ルヤ其原由ノ如何ヲ問ハズ苟モ社會ニ生息スル同種ノ人類ナリト知ラバ安ゾ其病ニ倒ル、ヲ傍觀スルニ忍ビシ

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動

二四七

ヤ故ニ國家ノ務ハ其輩ヲ牧養シテ醫藥ヲ得セシムルニ在ルコト蓋シ其分ナリ是ニ於テカ國家ハ或ハ官立ニ或ハ公立ニ其施療病院ヲ設立シテ斯ノ憫ム可キ窮民ノ治療ヲ得ルニ充ルナリ而シテ斯ノ施療病院ノ爲メニハ別ニ醫師藥劑師ヲ置キテ特立セシムルニ及バズ直チニ之ニ學テ醫學校ニ附托シテ其附屬病院ヲラシメ彼施療ト此實驗ノ研修トヲ同時ニ得セシメ以テ一舉兩得ノ結果ヲ見ルコト開明諸國皆然ラザルハナシ

願ルニ我邦現時各種ノ官立醫學校ニ於テモ亦其附屬病院ナキニ非ズト雖モ如何センヤ其組織未ダ宜シキヲ得ザルガ爲メニ純然タル施療病院ノ實ナクシテ其入院患者ハ療費ヲ支辨スルノ徒ヲ以テ多シトシ施療ヲ受ル者ハ僅々タル少數ニ過ギズ是レ經費ノ足ラザルガ故ニ出ヅルト雖モ其成跡ニ徴スレバ附屬病院ハ其些少ノ利益ヲ中等以上ノ自費入院患者ニ與フルニ止リテ一方ニ於テハ廣ク無告ノ窮民ニ醫藥ヲ得セシムルノ功德モナク又一方ニ於テハ醫學教育ノ最大目的ニ裨益ヲナスコト尠シトス是レ豈附屬病院ニ望ム所ナランヤ

今夫レ我邦ニ於テ養成スル所ノ醫生ハ決シテ其器ニ乏シトセズ現時醫學上ノ理論學科ノ我邦ニ於テ發達シテ玄微ニ涉ルヤ往々開明諸外國ノ醫生ヲシテ後ニ隱若タラシムルモノアリ然リ而シテ其得業スルニ及ビテヤ必ズ歐洲諸外國ニ赴キテ留學スルニアラザレバ完全ノ醫師タルコト能ハザルハ何ゾヤ抑モ其外國ニ於テ得ル所ハ何ゾヤ他ナシ實驗研修ノ一事ハ我國ニ於テ未ダ十分ナラザルガ故ニ之ヲ習得センガ爲ナルヲミ茲ニ自費患者ヲ容ル、ノ通常病院ト專ラ窮民ヲ容レテ研修ニ充ツルノ施療病院トヲ將テ之ヲ考察スルニ其間自ラ主客ノ目的ヲ異ニスルヲ以テ通常病院ハ到底研修ノ場ニアラザレバ醫學校附屬病院トスルニ足ラザルナリ其患者ノ病狀經過ノ觀察モ去就ノ自由ハ彼ニ在リテ我ニアラザルヲ以テ始終ノ實驗ヲ全クスルコト能ハズ加之ナラズ屍體剖檢ノ如キ最モ研修ニ必要ナリトスル所ハ最モ患者若クハ其遺族ノ肯諾セザル所ニシテ實驗ノ憾ヲ殘スコト常觀タリ然ルニ施療病院ニ至リテハ情狀全ク之ニ同ジカラザルヲ以テ研修ニ不便ヲ告ゲル所ナク善ク其目的ヲ遂グルニ付キ我邦ノ醫學校ニ於テ三年ノ星霜ヲ要スルノ實驗モ彼

ニ於テハ三四月ニシテ之ヲ習得スルノ便ヲ備フルナリ而シテ斯ノ如キ逕庭ヲ醫學教育ノ上ニ見ルハ其因ヲ推究スレバ畢竟附屬病院ノ當否ニ依テ別ル、而已是レ某等ガ此請願ヲ必要トスル所以ナリ仰ギ願クバ 貴院此ノ重要ナル趣旨ヲ採納シテ議題ニ上ラシメ速ニ幾許ノ經費ヲ國庫ヨリ支出シ以テ帝國醫科大學附屬病院及各府縣立病院ヲシテ純然タル施療病院タルノ本分ヲ得セシメ以テ國家ノ爲ニ人民ノ爲ニ我邦醫學教育ノ發達ヲ完全ナラシメ玉ヘ某等切望ノ至ニ堪ヘズ依テ此議ヲ請願ス

明治廿七年十二月廿五日

全國同志醫師千八百六十三名連署

貴族院議長侯爵 蛸 須 賀 茂 韶 殿
衆議院議長 楠 本 正 隆 殿

(各通)

(第二號) 建議書

謹テ

文部大臣閣下ニ建議ス其主趣ハ

帝國大學醫科大學、高等學校醫學部ノ附屬病院ヲシテ純乎タル施療病院ノ本分ヲ得セシメ以テ醫學教育ノ實ヲ完備センコトヲ切望スルニ在リ

惟ルニ醫學教育ノ要ハ諸科ノ學得ト實驗ノ習得トニ在リテ所謂學習併行知踐俱致ニ由リテ其完備ヲ得ルモノナリ現時我邦醫學ハ著ク長足ノ進歩ヲ爲シ其高尚玄微ノ學理ヲ講究スルニ當リテヤ往々開明諸外國ノ醫學ヲシテ後ニ隱若タラシムルコトアリ然リ而シテ我醫生カ得業ノ後ニ於テ外國ニ赴キ留學スルヲ必要ナリトシ斯ノ如クナラザレバ實際ニ於テ其業ヲ完備スルニ至ラザル者ハ何ゾヤ抑モ彼等カ外國ニ於テ學習ヲ要スル所ハ果シテ何事ナルカ曰ク他ナシ親シク

患者ニ接シテ實驗ノ研修ヲ積ムノ益ヲ得ルコト即チ是ナリ此一事以テ我邦現時ノ醫學教育ハ諸科ノ學得ニ厚クシテ實驗ノ習得ニ缺ル所アルヲ微スルニ餘アルベシ

夫醫學ニ於テ學習ヲ併行シ知識ヲ俱致スルニハ患者ニ親接シテ其ノ病狀ヲ詳ニシ其經過ヲ察シ殊ニハ病原ノ不明ナルニ會ヒ變狀ノ異常ナルニ值フ毎ニ其屍體ヲ剖檢シテ以テ隱伏ノ幽微ヲ闡キ研修ノ目的ヲ十分ニ竭シテ餘蘊ナキニ至ラント最大主眼ナリトス而シテ之ヲ達スルニハ許多ノ患者ヲ收養シテ常ニ此學習ニ充テザルベカラズ是レ醫學校ニ附屬病院ヲ必要トスル所以ナリ願ルニ現時我邦醫學校ニモ附屬病院ノ設置ナキニ非ズト雖モ奈何セン經費ノ許ス所ニ制限アルガ故ニ専ラ治療ヲ主トスルコト能ハズシテ自費患者ノ入院ヲ是レ多シトス於是乎患者ノ去就進退其自由ハ彼ニ在リテ我ニ在ラズ管ニ視察考究ノ便ヲ缺クノ憂アルノミナラズ剖檢ノ要務ニ至リテハ其肯諾ヲ得ザルモノ幾下其常觀タリ然ハ即チ現時ノ組織ノ如キハ附屬病院アルモ其實ハ通常病院ニ相類シテ僅ニ中等以上ノ自費患者ニ便益ヲ得セシムルニ止マリ最大目的タル醫學教育ノ實驗研修ニハ未ダ應分ノ効績ヲ與フルニ至ラザルモノナリト云フベキ歟

此弊ヲ匡濟スルノ方法ハ斷然現時ノ組織ヲ改更シ附屬病院ヲ擧テ純乎タル治療病院トナスコト開明諸外國ニ於テ實行スル所ニ倣フ一策アルノミ夫レ貧困無告ノ窮民ガ疾病痛苦ニ罹リテ醫藥ヲ求ムルニ道ナキヲ見バ之ヲ救療シテ其生ヲ全クセシムルハ國家ノ本務ナリ假令醫學校ナキモ此窮民ノ爲メニハ治療病院ヲ設置セザルベカラズ然ルヲ幸ニ醫學校アリテ其附屬病院ヲ要スルノ需求ニ向フテ此治療病院ヲ供給シ以テ一舉兩得ノ結果ヲ收ムルノ至便アルニ我邦獨リ此至便ヲ實行セザルハ抑モ如何ゾヤ蓋シ窮民ノ治療ニ於ケル素ヨリ恩惠ニ頼ルノ義アルヲ以テ去就進退都テ病院ノ命ズル所ニ從ヒテ敢テ違背スルコトナケレバ視察考究ノ學習ハ學生ガ研究ニ任セテ諱避スル所ナク不幸ニシテ其病ニ歿スルモ病院ニ於テ其葬祭ノ費ヲ辨ズレハ死體ノ剖檢モ亦都テ病院ノ望ム所ニ應ジテ敢テ肯諾セザルコトナシ是故ニ醫生ノ治療患者ニ於ケル始終ニ憾ヲ殘スノ嘆ナキヲ得テ其實驗ノ習得ハ之ニ由リテ益々進ムコト辯テ費サズシテ明ナリ

畢竟我醫學校ニ得業シタル醫生ガ時ニ歐洲ニ留學ヲ要スル所ハ諸科ノ學得ニアラズシテ即チ此實驗ノ習得ヲナスニアル者ナリ何トナレバ彼附屬病院ハ純乎タル治療患者ヲ以テ充タサル、ガ故ニ其研修ニ於テハ我邦ニテ三年ノ星霜ヲモ要スベキ實驗ハ彼ニテハ三四月ニシテ習得スルノ便アレバナリ

此理由ナルガ故ニ今切ニ閣下ニ懇ス請フ 閣下此得失便否ヲ明察セラレ現時我邦ノ帝國大學醫科大學高等學校醫學部ノ附屬病院ノ組織ヲ改更シテ純乎タル治療病院タラシメ其費用ハ國庫ヨリ支辨スル事ニ定メ以テ醫學教育ノ實ヲ完備ナラシメ兼テハ窮民ヲシテ救療ノ恩ニ浴スルコトヲ得セシメラレヨ此事タル實ニ國家ノ一大要素タル醫術ノ消長盛衰ニ關スルノ重キヲ以テ謹テ之ヲ建議ス

明治廿七年十二月廿七日

全國同志醫師三千五百四名總代中央部理事長理事連署

文部大臣 侯爵 西園寺公望 殿

次に第二決議たる府縣立病院及び其の他の公立病院を治療病院と爲すの制を設くるの件に關しては、同年十二月二十五日、全國同志醫師一千八百六十三名連署の上、貴衆兩院議長に宛て、請願書を提出し、又同月二十八日、建議書を全國同志醫師三千五百四名總代として同會中央部理事長、理事が連署して、時の内務大臣子爵野村靖に提出したのであるが、其の請願書及び建議書は左の如くである。

〔第三號〕請願書

某等謹テ書テ

第二節 官公立病院廢止論と治療病院設立運動

貴族院議長閣下ニ呈シ以テ 尊院ノ採納ヲ請願スル要旨ハ

府縣ニ於テ純然タル公立施療病院設立ノ制ヲ設ケラレンコトヲ切望スルニ在リ

謹テ惟ルニ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院ハ徒ラニ中等以上ノ小數人民ヲ利益スルニ止マリテ國家ノ救助ヲ要スル無告ノ窮民ニ向ヒテハ毫モ其救済ノ恩惠ヲ被ラシムルコト能ハズ是レ急ニ周クセズシテ却テ富メルニ繼グノ實アル者ナリ宜ク其制ヲ變更シテ以テ純然タル施療病院ト爲シ窮民ノ病患ヲ救済シテ國民ノ健康ヲ増進セシメ兼テハ又之ニ由テ醫學ノ進歩ヲ益々發達セシムベキナリ

國家ガ無告ノ窮民ニ對スルヤ其處置方針ノ如何ヲ問ハズ現ニ鰥寡孤獨ノ輩ガ疾病痛苦ニ罹リテ死ニ瀕スルニ遇ヘバ決シテ之ヲ坐視傍觀スベキニ非ズ必ズ之ヲ救済シテ醫藥ヲ與ヘザル可カラザルナリ世運ノ進行ニ伴ヒ經濟ノ激變ニ値フ毎ニ窮民時トシテ其數ヲ増加スルハ勢ノ免カレザル處タルニ是等ノ窮民ニ施療シテ國家ノ安寧福祉ヲ増進セシムルニ必要ナル純然タル施療病院ハ今將タ我國ニ於テ安クニ在ル乎偶々施療ノ備アルモ未ダ其需ニ應ズルニ足ラズシテ以テ純然タル施療病院ト認ムベキ名實ヲ兼備セザル者ナルノミ

此ニ既往ヲ顧ルニ我國醫學ノ未ダ幼稚ナルノ初ニ當リテヤ醫海ノ人材其人ニ乏シク治療未ダ其法ヲ得ズ研修未ダ其則ヲ得ズ醫學殆ト混沌ノ間ニ在ル狀タリシニ由リ患者ノ爲ニ適當ナル病院ヲ設立スルノ必要ヲ感ジ各地其宜ニ從ツテ病院ヲ設立シタリ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院ハ皆當時此必要ノ爲ニ設立セラレタル者ナリキ然ルニ爾來我國ノ醫學ハ驚クベキ長足ノ進歩ヲ爲シ今日ニ於テハ醫海頻リニ濟々タル多士ノ人材ヲ輩出シ或ハ患者ノ家ニ就テ其病患ヲ治療シ或ハ完備ナル私立病院ヲ建設シテ以テ其需ニ應シ敢テ遺ス處ナキヲ以テ中等以上ノ資産アル患者ハ其受療ニ於テ更ニ其缺ルヲ告グ所ナシ是ニ於テ乎往時ニ在リテハ必要ヲ感ジタル府縣立及公立諸病院モ今日ニ在リテハ復更ニ其必要ヲ感ゼザルニ至レリ而シテ此等ノ諸病院ハ今日ニ於テモ猶依然往日ノ組織ニ由リ往日ノ性質ヲ存シテ其事ニ從フ

ガ故ニ其利益スル處ハ徒ラニ中等以上ノ小數人民ニ止マリ富メルニ繼グノ實アル而已ナラズ往々私立病院若クハ開業醫ト其業ヲ争ヒ空シク民間ノ個人營業ニ向ツテ輸贏ヲ試ムルガ如キ狀況ヲ現ハスニ至レリ然バ則チ此等ノ諸病院ハ其必要既ニ全ク消去ルノ今日ニ留存シテ不必要ノ事業ニ從フ者ト云フベキナリ

然レドモ此等ノ諸病院ハ其不必要ナルノ故ヲ以テ盡ク之ヲ廢滅ニ屬セシム可キニ非ズ何トナレバ其所謂不必要ハ現在ノ組織性質ニ於テ不必要ノ成跡アルヲ見ルノ謂ニシテ病院其者ヲ直ニ不必要ト謂フニ非ズ病院其者ハ今日ニ於テ更ニ大ナル必要ヲ感ズル處アリテ以テ其設立ヲ渴望スレバナリ即チ上陳シタル如ク無告ノ窮民ヲ救済スルガ如ク早く純然タル施療病院ヲ設立スルノ必要是ナリトス

斯ノ如キ必要アルヲ以テ 尊院願クバ貴重ナル審議ヲ以テ此情勢ヲ明察シ彼ノ不必要ヲ以テ此必要ニ轉ズルノ方法ヲ求メ即チ現在府縣立及其他公立病院ノ組織性質ヲ全ク改更シテ以テ純然タル施療病院ノ制ヲ立テ彼憐ムベキ無告ノ窮民ヲ救済スルノ必要ニ應ズルコトヲ計畫セラレヨ抑モ人民ハ國家ヲ組織スルノ最大要素ナリ其病苦ヲ救済スルコトヲ怠ル時ハ爲ニ遂ニハ國家ノ健康ヲ休戚スルニ至ル者ナリ冀クハ 尊院某等微衷ノ此ニ在ルヲ明知シテ採納スル處アレヨ某等實ニ切望ノ至ニ堪ヘズ依テ此議ヲ請願ス

明治廿七年十二月廿五日

全國同志醫師千八百六十三名連署

貴族院議長 侯爵 蜂須賀 茂 詔殿 (各通)
衆議院議長 楠 本 正 隆 殿

(第四號) 建議書

謹テ

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動

内務大臣閣下ニ建議ス其主趣ハ

府縣ニ於テ純然タル公立施療病院設立ノ制ヲ設ケラレシコトヲ切望スルニ在リ

護テ惟ルニ現在ノ府縣立病院其他ノ公立病院ハ徒ラニ中等以上ノ少數人民ヲ利益スルニ止マリテ國家ノ救助ヲ要スル無告ノ窮民ニ向ヒテハ毫モ其救濟ノ恩惠ヲ被ラシムルコト能ハズ是レ急ニ周クセズシテ却テ富メルニ繼グノ實アル者ナリ宜ク其制ヲ變更シテ以テ純然タル施療病院ト爲シ窮民ノ病患ヲ救濟シテ國民ノ健康ヲ増進セシメ兼テハ又之ニ由テ醫學ノ進歩ヲ益々發達セシムヘキナリ

國家ガ無告ノ窮民ニ對スルヤ其處置方針ノ如何ヲ問ハズ現ニ鯨魚孤獨ノ輩ガ疾病痛苦ニ罹リテ死ニ瀕スルニ遇ヘバ決シテ之ヲ坐視傍觀スヘキニ非ズ必ズ之ヲ救濟シテ醫藥ヲ與ヘザル可カラザルナリ世運ノ進行ニ伴ヒ經濟ノ激變ニ值フ毎ニ窮民時トシテ其數ヲ増加スルハ勢ノ免カレザル處タルニ是等ノ窮民ニ施療シテ國家ノ安寧福祉ヲ増進セシムルニ必要ナル純然タル施療病院ハ今將タ我國ニ於テ安クニ在ル乎偶々施療ノ備アルモ未ダ其需ニ應ズルニ足ラズシテ以テ純然タル施療病院ト認ムヘキ名實ヲ兼備セザル者ナルノミ

此ニ既往ヲ顧ルニ我國醫學ノ未ダ幼稚ナルノ初ニ當リテヤ醫海ノ人材其人ニ乏シク治療未ダ其法ヲ得ズ研修未ダ其則ヲ得ズ醫學殆ド混沌ノ間ニ在ル狀タリシニ由リ患者ノ爲ニ適當ナル病院ヲ設立スルノ必要ヲ感ジ各地其宜ニ從ツテ病院ヲ設立シタリ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院皆當時此必要ノ爲ニ設立セラレタル者ナリキ然ルニ爾來我國ノ醫學ハ驚クヘキ長足ノ進歩ヲ爲シ今日ニ於テハ醫海頻リニ濟々タル多士ノ人材ヲ輩出シ或ハ患者ノ家ニ就テ其病患ヲ治療シ或ハ完備ナル私立病院ヲ建設シテ以テ其需ニ應ジ敢テ遺ス處ナキヲ以テ中等以上ノ資産アル患者ハ其受療ニ於テ更ニ其缺ルヲ告グ處ナシ是ニ於テ乎往時ニ在リテハ必要ヲ感ジタル府縣立及公立諸病院モ今日ニ在リテハ復更ニ其必要ヲ感ゼザルニ至レリ而シテ此等ノ諸病院ハ今日ニ於テモ猶依然往日ノ組織ニ由リ往日ノ性質ヲ存シテ其事ニ從フガ

故ニ其利益スル處ハ徒ラニ中等以上ノ少數人民ニ止マリテ富メルニ繼グノ實アル而已ナラズ往々私立病院若クハ開業醫ト其業ヲ争ヒ空シク民間ノ個人營業ニ向ツテ輸贏ヲ試ムルガ如キ狀況ヲ現ハスニ至レリ然バ即チ此等ノ諸病院ハ其必要既ニ全ク消去ルノ今日ニ留存シテ不必要ノ事業ニ從フ者ト云フヘキナリ

然レ此等ノ諸病院ハ其不必要ナルノ故ヲ以テ盡ク之ヲ廢滅ニ屬セシム可キニ非ズ何トナレバ其所謂不必要ハ現在ノ組織性質ニ於テ不必要ノ成跡アルヲ見ルノ謂ニシテ病院其者ヲ直ニ不必要ト謂フニ非ズ病院其者ハ今日ニ於テ更ニ大ナル必要ヲ感ズル處アリテ以テ其設立ヲ渴望スレバナリ即チ上陳シタル如ク無告ノ窮民ヲ救濟スルガ如ク早ク純然タル施療病院ヲ設立スルノ必要是ナリトス

斯ノ如キ必要アルヲ以テ

閣下ニ懇請ス 閣下此情勢ヲ明察シ彼ノ不必要ヲ以テ此必要ニ轉ズルノ方法ヲ求メ即チ現在府縣立其他公立病院ノ組織性質ヲ全ク改更シテ以テ純然タル施療病院ノ制ヲ立テ彼憐ムヘキ無告ノ窮民ヲ救濟スルノ必要ニ應ズルコトヲ計畫セラレヨ抑モ人民ハ國家ヲ組織スルノ最大要素ナリ其痛苦ヲ救濟スルコトヲ怠ル時ハ爲ニ遂ニハ國家ノ健康ヲ休戚スルニ至ル者ナリ冀クハ 閣下某等意見ノ此ニ在ルヲ明知シテ採納スル處アレヨ謹テ建議ス

明治廿七年十二月廿八日

全國同志醫師三千五十四名 總代中央部理事長理事連署

内務大臣 子爵 野村 靖殿

註 (1) 東京醫事新誌 第八六八號(明二七・一一・一七)三九一四〇頁

(2) 同 第八六九號(明二七・一一・二四)三五一六頁

(3) 大日本醫會第二大會處分頭末書(明二八・一二)一一四頁

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動